

1. 本ガイドラインの目的

昨今の生成 AI の急速な進歩は、社会に衝撃を与えただけでなく高度な学問探求の場である大学の教育と研究に大きな影響を及ぼしつつあります。本学においては、令和 5 年 12 月に生成 AI についての基本方針を策定し、積極的に活用する方針を示しました。その後も生成 AI は進化を続け、質問や指示に対し、まるで人間が答えているかのように回答することができるようになっていきます。また、画像やイラストの領域でも活用が進み、指示に沿った画像やイラストが即座に提供されるようになっています。

ChatGPT などの生成 AI を活用した技術やツールを適切に利用することによって、利便性や生産性の向上や効率化が期待されます。しかし、これらは魔法のような存在ではなく、数理的な原理に基づいて動作するシステムであるという認識を持ってください。また、利用することによる個人情報や機密情報の漏洩リスク及び著作権侵害の危険性、さらには生成物の正誤や真偽に関する問題も指摘されています。

そこで、基本方針に基づき、本学の教職員及び学生の皆さんが生成 AI を利用する際に注意すべき事項についてより具体的に解説するために本ガイドラインを作成しました。本ガイドラインをよく読んでいただき、生成 AI を適切に活用してください。

2. 対象とする生成 AI

本ガイドラインが対象とする生成 AI は、予め学修したデータ(文章、画像、音声、デザイン等)を基に新たなデータを生成する人工知能である ChatGPT(OpenAI 社)や Copilot(Microsoft 社)などの対話型生成 AI です。

3. 生成 AI の利用

(1) 前提条件

- ① 生成 AI の仕組みとその限界を認識し、高い倫理観でもって利用すること。
- ② 生成 AI の使用及び生成物については、利用者が責任を負うことを自覚すること。
- ③ 業務上での利用の場合には、管理監督者にも責任が及ぶことがあるのを共通認識すること。

(2) 生成 AI 利用の適否

A. 適切と考えられる利用

① 教育に関しての利用

- 学生が母国語以外の言語の会話の相手として活用する。
- 学生が情報収集や論点整理のために活用し、個人の思考を深める。
- 教員の指示によって利用し、考察等を深めるのに役立てる。

【大学の教育は、学生一人一人が課題を自分事として捉え、考え、表現することを基本にしています。従って、生成 AI は個の成長を支援する形で利用されることが原則です。】

②研究に関する利用

- 論点の洗い出しや自由な発想の収集など主体的な研究の補助、支援に用いる。
- 研究の独自性や創造性の支援に利用する。
- 研究の課題抽出のために情報収集を行う。

【研究は言うまでもなく研究者の独創性や新規性が問われます。従って、研究の着想やデータを生成 AI から入手することや論文作成を任せることは厳禁です。】

③業務に関する利用(教職員)

- 資料作成や定型的な文章作成の参考として利用する。
- 翻訳等の支援を得る。

【事務運営にあたって生成AIはあくまでも支援ツールとして利用することが原則であり、事務全般を生成 AI に任せることは厳禁です。】

B. 不適切と考えられる利用

①教育に関する利用

- 学生各自の意見が求められる課題に対して、生成 AI が作成した文章等をそのまま提出する。
- 考えることを放棄して、全てを生成 AI に頼る。
- 生成 AI が作成した文章等であることを明記せず、自己の文章等として提出する。

②研究に関する利用

- 生成 AI が出力したデータを自己のデータとして用いる。
- 未発表の研究データを、生成 AI に入力する(生成 AI の誤認知を招く)。

③業務に関する利用(教職員)

- 個人情報や機密情報に関して生成 AI を利用する。

4.生成 AI 利用にあたっての留意点

(1)生成物の正確性の確認

生成 AI は入力された全ての情報を基に、「ある単語の後に続くもっともありそうな言葉」で文章等を生成します。また、学習に利用したデータの精度により、誤りや偏りのあるものが生成される危険性もあります。これらに十分に留意した上で生成物の正確性を確認する必要があります。

(2)機密情報や個人情報の保護

多くの場合、生成 AI に入力された情報は、サービス提供者のサーバーに保存され、保存された情報の取扱いに関しては、サービス提供者を所掌する国等の法令が適用されます。そこで、業務上の機密情報や個人情報保護法に触れるような個人情報を生成 AI に入力してはいけません。また、個人の名誉を汚すような情報の入力も厳禁です。これらに違反すると法律で罰せられる場合があります。

(3)知的財産権(著作権、登録商標、意匠等)の保護

生成 AI の生成物が著作権法等に抵触する場合は、法律によって罰せられます。従って、生成 AI に問いかける文章中に著作物の名称や作家名等を入れないようにしてください。

なお、授業中に用いられた文章や図を SNS 等で公開することは避けてください。著作権法等にふれる場合もあります。

(4)オプトアウトの設定を！

上述したように、生成 AI に入力した質問や情報は全て AI の学習に利用されます。また、AI 提供企業がこれらの情報を利用することもできます。それを放置しておくで個人情報等が危機にさらされることになります。これを避けるためには、AI 提供企業にメール受信や個人情報等の利用については許諾しないとの意思表示をする必要があります。これをオプトアウトの設定と言います。AI のサービスを受ける際は、必ずオプトアウトの設定を行ってください。本学は Microsoft365 サービスの契約を行っているため、本学支給のアカウントでログインされると自動的にオプトアウトの設定がなされますが、詳しいことは DX センターの説明を受けてください。

※ 参考資料

○文部科学省(2023 年 7 月)

「大学・高専における生成 AI の教学面の取り扱いについて」

○総務省(2024 年 4 月)

「生成 AI はじめの一步 ー生成 AI の入門的な使い方と注意点」

○一般社団法人日本私立大学連盟(2023 年 7 月)

「大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト」

○国立大学法人琉球大学(2023 年 9 月)

「琉球大学における生成 AI 利用に関するガイドライン」

○デジタル庁 デジタル社会推進会議幹事会事務局(2025 年 2 月)

「DeepSeek 等の生成 AI の業務利用に関する注意喚起(事務連絡)」